

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	百済寺丙 (百済寺本町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、人・農地プランに位置づけられた農業法人が区域内の農地の内約60%を経営している。残り40%の農地を経営する農業者を見ると、60%が高齢者とされる65歳以上の経営面積は66%を占める。毎年、数軒ずつ農業法人へ耕作を依頼しており、今後もその状況が進むことが予想される。今後、作業や経営の効率化、労働力の確保等についての取り組みが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

個人経営が可能な農業者については可能な範囲で継続し、それ以外については法人が機械の導入等を含めた作業の効率化やコスト減を図る。水稲作付を基本に小麦や大豆、菜種を主要作物として取り組みつつ、後継者の育成に努める。一方で耕作意欲のある農業者については法人の施設の利用を進めるなどの支援を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	43.8 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 集落の水田利用は、〇〇〇〇が担う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 原則として、農地所有者は農地を農地中間管理機構に貸し付け、将来的に〇〇〇〇に経営農地の集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針 本地域は昭和60年に整備されて以来約40年が経過し老朽化が著しい。また、地域の平均区画面積は15aと狭小であるが、農地の勾配が急であるため、農地の大区画化は困難な状況である。世代をつなぐまると保全向上対策事業を活用しながら基盤施設の補修等に努めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 人手不足への対応のために地域の構成員やその後継者、女性の参画を促進すると共に、非農家の方の参画も呼びかけ、地域での育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 防除作業については、作業の効率化が期待できるため地元JA等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①すでに設置されている獣害対策用フェンスの定期的な管理・補修を自治会や農業組合、まると保全向上対策事業で対応していく。				
⑦基盤整備を中心に、まると保全向上対策事業や農業法人が中心となり、保全・管理に努める。				